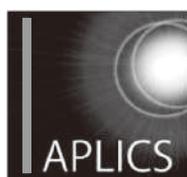


新PL研究 5号

The Journal of New Product Liability
No.5 2020

製品安全と表示 -食品の安全安心と自主回収-
Advertisements, and Labels for product safety
-Food safety relief and voluntary recall-

伊藤美奈子
Minako Ito



一般社団法人 PL研究学会

Association for Product Liability & Consumer Safety Studies
Since April 1st, 2015

aplics.org

製品安全と表示

-食品の安全安心と自主回収-

伊藤 美奈子¹

概要：消費者が安心安全な消費者生活を送るために、製品の表示もとても重要となる。たとえば、製品そのものに設計上の欠陥がなくても、表示が適切でないと、目的に合っていない製品を使用したり、製品を誤使用してしまったりするトラブルに直結する。製品の中でも食品の選択を誤ると、健康被害に直結してしまうこともあるため、正しく意図にあった食品を選択する必要がある。そのためには、食品の適正な表示に伴う様々な取り組みが必要となってきた。近年の法律の改正で、食品表示について、複数の法律にまたがり管理が難しかったものを、一つの法律に統合しよりわかりやすくなった。また、自社の方針で行われてきた自主回収についての届出は制度化され、消費者を守るための様々な仕組みを導入された。流通システムが益々複雑になり、消費者が食べる食品が安全かどうかは、食品の外観だけでは判断するのが難しいのが現状であるため、食品の情報が、的確な表示により正しく消費者に伝わり、自主回収の情報を手軽に確認できることは、消費者が危険を回避し安全な食生活を送るために必要と思われる。また、広告についても、法律が改正され、食品の種類によっては、ガイドラインが作成され適正化が進んでおり、消費者が不適切な広告により誘導され、意図しない食品を購入してしまうことの回避につながるとされる。今後、新たな法律が理解され、広く認知され、より安心安全な食生活を消費者が送れるようになることが望まれる。

キーワード：食品表示法、食品衛生法、表示、広告表示、自主回収

Advertisements, and Labels for product safety

- Food safety relief and voluntary recall -

Minako Ito¹

Abstract: In order for consumers to live a life with product safety, it is important that advertisement, label and the instructions of the product are equal to the rule of the industry. As the result that advertisements, labels and instruction are not appropriate, you may choose and use a product mistakenly and be involved in the trouble without a product design fault. Among several products, the food is connected directly with a health hazard, and it is important that we should choose the food wisely and adequately. For such a choice, various approaches for appropriate label of the food are necessary. The law about the food label had difficult management, but it was integrated for one law on plural laws once by a recent law revision. Further, about the voluntary recall that has been ever performed by a company's policy, it is prescribed that a report is institutionalized. In these days, a distribution system is complicated, and it is difficult to judge it only by the appearance of the food whether the food which consumers eat is safe. In addition, about the advertisement, a few of laws were revised, and for some specific kinds of the food, their guidelines were prepared and published, and due to these rules, consumers are prevented from choosing the inadequate food resulting from deriving by an inappropriate advertisement. While newly introduced or revised laws and guidelines are understood and recognized widely, it is expected in future that consumers become able to send a more reliable safe eating habit..

Keywords: Food Labeling Act, product safety, Food Sanitation Act, labeling, advertisement, recall

1 はじめに

消費者が安心安全な消費者生活をおくるために、製品の選択時に、誤使用につながる欠陥商品、危険な要素を含んだ食品、消費材、医薬品、医療機器などを選別し排除するための知識は必須である。その中でも、食品は消費者の健康被害に直結し、消費者の関心も大変高い。消費者の安全安心の観点から、食品についての表示は、どのように規定され、どのように活用されているのであろうか。食品について、適正な選択し、消費することにより、健康被害を回避することができると思定される食品の表示というものの実態について、関連法を基に掘り下げてみる。

食品は、医薬品以外、消費者が食べたり飲んだりする、口から摂取するすべてのものである。消費者が、自分が何を食べているか、何を飲んでいるかは、生鮮食品以外は、主として、食品に添付されている表示を見て判断する。食品によっては、ホームページ上で、詳しい説明がなされているものもあるが、買い物の際に、店舗で得られる情報で判断することが多い。また、インターネットで購入する際は、現物が確認できないので、そのインターネット上の商品説明で判断することとなる。対面販売では、店舗のスタッフから、直接もたらされる情報や、現物の状況から、購入が決定されることも多々ある。生鮮食品については、生産地や生産者の情報、飼育情報が、食品の現物の状況にプラスして購入の判断がなされることが多い。

安全安心な食品を購入しようとした際、直接売り場などで説明を受けることなく購入する機会も増え、食品についての情報を得るのに、表示に頼ることも多い。表示が細かな字で見えにくい、必要とする情報を見つけない、説明文が明確でない、説明・表示が誤っているなどから、自分が意図しているものでない、自分には適さないものを選択してしまう可能性が生じる。このような表示問題は、自身の人命に関係してしまうことになれば、自身が多くの人に提供してしまった結果、重大な事故の原因ともなりうる。

ここで、具体的な適用を詳細に分析するために食品を取り上げた理由は、以下を検証するためである。

・購入する消費者は、個人として、食品を食べる目的で購入することもあれば、食品をさらに加工し提供するプロフェッショナルのこともあるが、食品自体は、多くのリスクと隣り合わせである。提供された食品は、便益を受けるものの健康に直結し、人命にも影響を与えうるものである。人々の健康被害や人命にかかわる表示が、どのように規定されているかにより、人々の安全安心につながるか。

・近年、様々な品種改良や、遺伝子操作、添加物など、より、販売されている食品が多様化し、より高度な知識が必要となる場面が出てきたが、それにより、どのように法律、監督官庁、業界が対応しているか

・インターネットなどの普及により、様々な食品を、手軽に手にすることができるようになってきた。専門家以外の消費者が、購入するにあたって、安全安心を確保するための対策はできているか。また、法令に抵触する事例はあるか。

・自主回収となる食品について、どのような問題があり、どのような理由での自主回収となることが多いのか

・現在の自主回収の仕組みはどのようなものか、自主回収についての情報は広く発信され、自主回収されたものが、セカンダリーマーケットなどで、販売されるリスクは回避されているか。

2 食品とは

「食品」と呼ばれる“もの“は、「食品衛生法」「食品安全基本法」で規定されている。

2.1 食品の定義

食品衛生法(昭和 22 年 2 月 24 日)(法律第 233 号)および 食品安全基本法(平成 15 年 5 月 23 日)(法律第 48 号)により以下のように定義されている。

食品衛生法(昭和 22 年 2 月 24 日)(法律第 233 号) 第一回特別国会 片山内閣

第 4 条 この法律で食品とは、すべての飲食物をいう。ただし、薬事法(昭和 35 年法律第 135 号)に規定する医薬品及び医薬部外品は、これを含まない。

**食品安全基本法(平成 15 年 5 月 23 日)(法律第 48 号)
第 156 回通常国会 第一次小泉内閣**

(定義)

第二条 この法律において「食品」とは、すべての飲食物(薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)に規定する医薬品及び医薬部外品を除く。)をいう。

2.2 食品の分類と表示

食品は、食品の種類により、さまざま表示の基準が定められている。具体的には、食品表示基準(平成 27 年内閣府令第 10 号)に表示の基準が定められており、食品の製造者、加工者、輸入者又は販売者に対しては、食品表示基準の遵守が義務付けられている(食品表示法第 5 条)。

食品表示法

(平成二十五年法律第七十号)

施行日：平成三十年四月一日

(食品表示基準の遵守)

第五条 食品関連事業者等は、食品表示基準に従った表示がされていない食品の販売をしてはならない

食品表示基準 (抜粋)

(平成二十七年内閣府令第 10 号)

施行日：基準日時点

最終更新：令和二年三月二十七日公布(令和二年内閣府令第 20 号)改正

(適用範囲)

第一条 この府令は、食品関連事業者等が、加工食品、生鮮食品又は添加物を販売する場合について適用する。ただし、加工食品又は生鮮食品を設備を設けて飲食させる場合には、第四十条の規定を除き、適用しない。

(定義)

第二条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 加工食品 製造又は加工された食品として別表第一に掲げるものをいう。

二 生鮮食品 加工食品及び添加物以外の食品として別表第二に掲げるものをいう。

三 業務用加工食品 加工食品のうち、消費者に販売される形態となっているもの以外のものをいう。

四 業務用生鮮食品 生鮮食品のうち、加工食品の原材料となるものをいう。

五 業務用添加物 添加物のうち、消費者に販売される形態となっているもの以外のものをいう。

六 容器包装 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第四条第五項に規定する容器包装をいう。

七 消費期限 定められた方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の品質の劣化に伴い安全性を欠くこととなるおそれがないと認められる期限を示す年月日をいう。

八 賞味期限 定められた方法により保存した場合において、期待される全ての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日をいう。ただし、当該期限を超えた場合であっても、これらの品質が保持されていることがある

ものとする。

九 特定保健用食品 健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令(平成二十一年内閣府令第五十七号)第二条第一項第五号に規定する食品(容器包装に入れられたものに限る。)をいう。

十 機能性表示食品 疾病に罹患していない者に対し、機能性関与成分によって健康の維持及び増進に資する特定の保健の目的が期待できる旨を科学的根拠に基づいて容器包装に表示をする食品(健康増進法(平成十四年法律第百三十三号)第二十六条第一項の規定に基づく許可又は同法第二十九条第一項の規定に基づく承認を受け、特別の用途に適する旨の表示をする食品(以下「特別用途食品」という。))、栄養機能食品、アルコールを含有する飲料及び国民の栄養摂取の状況からみてその過剰な摂取が国民の健康の保持増進に影響を与えているものとして健康増進法施行規則(平成十五年厚生労働省令第八十六号)第十一条第二項で定める栄養素の過剰な摂取につながる食品を除く。)であって、当該食品に関する表示の内容、食品関連事業者名及び連絡先等の食品関連事業者に関する基本情報、安全性及び機能性の根拠に関する情報、生産・製造及び品質の管理に関する情報、健康被害の情報収集体制その他必要な事項を販売日の六十日前までに消費者庁長官に届け出たものをいう。

十一 栄養機能食品 食生活において別表第十一の第一欄に掲げる栄養成分の補給を目的として摂取をする者に対し、当該栄養成分を含むものとしてこの府令に従い当該栄養成分の機能の表示をする食品をいう。

十二 栄養素等表示基準値 国民の健康の維持増進等を図るために示されている性別及び年齢階級別の栄養成分の摂取量の基準を性及び年齢階級(十八歳以上に限る。)ごとの人口により加重平均した値であって別表第十の上欄の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる値をいう。

十三 組換え DNA 技術 酵素等を用いた切断及び再結合の操作によって、DNAをつなぎ合わせた組換え DNA を作製し、それを生細胞に移入し、かつ、増殖させる技術をいう。

十四 対象農産物 組換え DNA 技術を用いて生産された農産物の属する作目であって別表第十六に掲げるものをいう。

十五 遺伝子組換え農産物 対象農産物のうち組換え DNA 技術を用いて生産されたものをいう。

十六 非遺伝子組換え農産物 対象農産物のうち遺伝子組換え農産物でないものをいう。

十七 特定遺伝子組換え農産物 対象農産物のうち組換え DNA 技術を用いて生産されたことにより、組成、栄養価等が通常の農産物と著しく異なるものをいう。

十八 非特定遺伝子組換え農産物 対象農産物のうち特定遺伝子組換え農産物でないものをいう。

十九 分別生産流通管理 遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物を生産、流通及び加工の各段階で善良なる管理者の注意をもって分別管理すること(その旨が書類により証明されたものに限る。)をいう。

二十 特定分別生産流通管理 特定遺伝子組換え農産物及び非特定遺伝子組換え農産物を生産、流通及び加工の各段階で善良なる管理者の注意をもって分別管理すること(その旨が書類により証明されたものに限る。)をいう。

3 食品の安心安全についての取り組み

牛肉の偽装問題や、牛海綿状脳症 (BSE) など、食品の安全性を脅かす問題がいくつも発生した。もともと、食品行政は厚生労働省と農林水産省が担当だが、これらの食品問題に対してうまく連携が取れず、対応が遅れることとなった。その結果、国民の食品に対する信頼が失われかけたということがあった。この事件をきっかけに、食品行政を統一化して食品の安全性を科学的見地から評価し、その対策を総合的に行うことが重要であると認識された。

2012 年 6 月に、食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する基本的事項(平成 16 年 1 月閣議決定)の変更が閣議決定され、消費者庁が、食品安全に関わる行政機関として明確に位置付けられた。それ以降、食品安全行政を行う関係行政機関は、相互の密接な連携を図るために、消費者庁の調整の下、関係府省連絡会議等を定期的で開催し、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進している。

3.1 食品安全に関するリスク管理

食品の安全性を向上させ、健康への悪影響を未然に防止するためには、生産から消費にわたってリスク管理に取り組むことが不可欠である。

厚生労働省：飲食に起因する衛生上の危害の発生に関するリスク管理機関として、食品衛生法の規定に基づき、食品に残留する農薬、汚染物質や食品に使用する添加物など、食品や添加物等の規格基準の設定。都道府県等関係行政機関と連携した規格基準の遵守等に関する監視指導を実施することとしている。

農林水産省：食品が安全であるかどうか、安全性を向上させる措置が必要かどうかを知るために、食品安全に関する情報を収集・分析し、優先的にリスク管理の対象とする有害化学物質・有害微生物を決定した上で、農畜水産物・食品中の含有実態調査を行っている。これらの実態調査の結果を解析し、必要がある場合には、低減対策を検討することとしている。

また、消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省及び農林水産省等が連携して、食品安全に関する

リスクコミュニケーションの取組を推進している。

食品安全基本法(平成 15 年 5 月 23 日)(法律第 48 号) 第 156 回通常国会 第一次小泉内閣 (抜粋)

第二章 施策の策定に係る基本的な方針 (食品健康影響評価の実施)

第十一条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、人の健康に悪影響を及ぼすおそれがある生物学的、化学的若しくは物理的な要因又は状態であって、食品に含まれ、又は食品が置かれるおそれがあるものが当該食品が摂取されることにより人の健康に及ぼす影響についての評価(以下「食品健康影響評価」という。)が施策ごとに行われなければならない。

第十二条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、食品を摂取することにより人の健康に悪影響が及ぶことを防止し、及び抑制するため、国民の食生活の状況その他の事情を考慮するとともに、前条第一項又は第二項の規定により食品健康影響評価が行われたときは、その結果に基づいて、これが行われなければならない。

(情報及び意見の交換の促進)

第十三条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、当該施策の策定に国民の意見を反映し、並びにその過程の公正性及び透明性を確保するため、当該施策に関する情報の提供、当該施策について意見を述べる機会の付与その他の関係者相互間の情報及び意見の交換の促進を図るために必要な措置が講じられなければならない。

(緊急の事態への対応等に関する体制の整備等)

第十四条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、食品を摂取することにより人の健康に係る重大な被害が生ずることを防止するため、当該被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対応及び当該事態の発生の防止に関する体制の整備その他の必要な措置が講じられなければならない。

(関係行政機関の相互の密接な連携)

第十五条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、食品の安全性の確保のために必要な措置が食品供給行程の各段階において適切に講じられるようにするため、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、これが行われなければならない。

(試験研究の体制の整備等)

第十六条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、科学的知見の充実に努めることが食品の安全性の確保上重要であることにかんがみ、試験研究の体制の整備、研究開発の推進及びその成果の普及、研究者の養成その他の必要な措置が講じられなければならない。

(国の内外の情報の収集、整理及び活用等)

第十七条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、国民の食生活を取り巻く環境の変化に即応して食品の安全性の確保のために必要な措置の適切かつ有効な実施を図るため、食品の安全性の確保に関する国の内外の情報の収集、整理及び活用その他の必要な措置が講じられなければならない。

(表示制度の適切な運用の確保等)

第十八条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、食品の表示が食品の安全性の確保に関し重要な役割を果たしていることにかんがみ、食品の表示の制度の適切な運用の確保その他食品に関する情報を正確に伝達するために必要な措置が講じられなければならない。

(食品の安全性の確保に関する教育、学習等)

第十九条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、食品の安全性の確保に関する教育及び学習の振興並びに食品の安全性の確保に関する広報活動の充実により国民が食品の安全性の確保に関する知識と理解を深めるために必要な措置が講じられなければならない。

(環境に及ぼす影響の配慮)

第二十条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、当該施策が環境に及ぼす影響について配慮して、これが行われなければならない。

3.2 輸入食品の安全性の確保

食品流通のグローバル化の進展、消費者ニーズの多様化などを背景に、輸入食品の届出件数は年々増加している。増加する輸入食品の安全性を確保するため、厚生労働省は、輸入時の検査や輸入者の監視指導等を効果的かつ効率的に実施し、輸入食品等の一層の安全性確保を図っている。

輸出国での安全対策として、日本への輸出食品について食品衛生法違反が確認された場合は、輸出国政府等に対して原因の究明及び再発防止対策の確立を要請するとともに、二国間協議を通じて生産等の段階での安全管理の実施、監視体制の強化、輸出前検査の実施等の推進を図っている。

3.3 食品のトレーサビリティの推進

食品のトレーサビリティとは、食品の移動を把握できることを意味し、日頃から食品を取り扱った記録を残すことにより、万が一、健康に影響を与える事件・事故が起きたときの迅速な製品回収や原因究明のための、経路の追跡と遡及、表示が正しいことの確認等に役立つ。

3.4 食品関係事業者のコンプライアンスの徹底促進

食品の偽装表示等の消費者の信頼を揺るがす不祥事等、食品事業者を取り巻く昨今の状況を踏まえ、農林水産省では、食品業界のコンプライアンス徹底を図る観点から、食品業界が利用するための『食品業界の信頼性向上自主行動計画』策定の手引き～5つの基本原則～(2008年3月農林水産省食品の信頼確保・向上対策推進本部決定)を策定した。

2015年6月から、食品業界団体、消費者団体、マスコミ、有識者で構成する意見交換会を開催し、2016年1月に同手引きを改訂した。2017年度は研修会を通じて食品関係事業者に対し同手引きの改訂内容とコンプライアンスの重要性等について周知を図った。

『食品業界の信頼性向上自主行動計画』策定の手引き～5つの基本原則～

「食品業界の信頼性向上自主行動計画」策定の手引き～5つの基本原則～は、各食品業者に対して、以下の基本原則と、基本原則ごとの具体的な取組方針及び具体的な行動を示し、それを参考としながら実際の取組を進めることを働きかけることを目的としています。

基本原則1 消費者基点の明確化

消費者を基点として、消費者に対して安全で信頼される食品を提供することを基本方針とします。

基本原則2 コンプライアンス意識の確立

取り巻く社会環境の変化に適切に対応し、法令や社会規範を遵守し、社会倫理に沿った企業活動を進めていきます。

基本原則3 適切な衛生管理・品質管理の基本

安全で信頼される食品を消費者に提供するために、適切な衛生・品質管理をしてきます。

基本原則4 適切な衛生管理・品質管理のための体制整備

適切な衛生・品質管理を行う体制を整備し、それが形骸化しないよう改善を行っていきます。

基本原則5 情報の収集・伝達・開示等の取組

消費者などの信頼や満足感を確保するため、常に誠実で透明性の高い双方向のコミュニケーションを行います。

3.5 廃棄食品の不正流通事案

産業廃棄物処理業者によって、食品関連事業者等から処分委託を受けた食品廃棄物が不正に転売され、その後、消費者に食品として販売されていたことが、2016年1月に判明し、「食品安全行政に関する関係府省連絡会議」において、「(「廃棄食品の不正流通に関する今後の対策」2016年2月食品安全行政に関する関係府省連絡会議申合せ)が取りまとめられた。2017年9月に、関係府省の実施した対策を取りまとめて、上記申合せを改訂した。

廃棄食品の不正流通に関する今後の対策

平成28年2月26日

食品安全行政に関する関係府省連絡会議申合せ

1. 基本的な考え方

(1) 本事案への対処について ○愛知県の産業廃棄物処理業者によって、食品関連事業者等から処分委託を受けた食品廃棄物が不正に転売され、その後、消費者に食品として販売されていたことが判明した(注)(以下「本事案」という。)。本事案は、食品廃棄物が最終処理されず不正に転売されたことにより、消費者に食品として販売され、食品に対する消費者の不安を招いた、極めて深刻な問題であり、今回問題となった事業者については、厳正に対処していくことが重要である。

環境省では、今後の再発防止策として、「食品廃棄物の不適正な転売事案の再発防止のための対応について(廃棄物・リサイクル関係)」を取りまとめ、2016年3月に公表した。

これに基づき、「食品廃棄物の不正転売防止に関する産業廃棄物処理業者等への立入検査マニュアル」を、2016年6月に策定し、産業廃棄物処理業者等に対する立入検査を効果的かつ確実に実施するよう、都道府県等へ通知した。

4 食品と法律

食品の安心安全の取り組みで、法の整備と制度の整備は必須である。そして、重要となるのは、各事業者に対して、具体的な取組方針及び具体的な行動を示し、それを参考としながら実際の取組を進めることを通じて、新しい法や制度を理解し、人々に浸透させることである。以下が食の安全に関わる主な法律である。

4.1 食品安全基本法

現行する食品の安心安全の取り組みにおいて、基本となる法律である。

平成15年、食品安全行政にリスクアナリシス(リスク分析)の考えを導入した食品安全基本法が成立。同法は、食品の安全性の確保のための措置を講じるに当たっては「国民の健康の保護が最も重要」という基本理念を定め、国、地方公共団体、食品関連事業者の責務や消費者の役割を明らかにするとともに、施策の策定に係る基本的な方針を定めることにより、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進することを目的としている。

食品安全基本法(平成十五年法律第四十八号)

(目的)

第一条 この法律は、科学技術の発展、国際化の進展その他の国民の食生活を取り巻く環境の変化に適確に対応することの緊要性にかんがみ、食品の安全性の確保に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び食品関連事業者の責務並びに消費者の役割を明らかにするとともに、施策の策定に係る基本的な方針を定めることにより、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進することを目的とする。

(食品の安全性の確保のための措置を講ずるに当たっての基本的認識)

第三条 食品の安全性の確保は、このために必要な措置が国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に講じられることにより、行われなければならない。

食品安全基本法では、食品のリスクが存在することを前提として、これをコントロールしていくという考え方の下、「リスクアナリシス」という考え方が導入されている。

リスクアナリシスは、食品に関するリスクを科学的に評価し、適切に管理するという考え方で、リスク分析は以下の3つから成り立っている。

① リスク評価

同法の規定に基づき、食品の安全性について、科学的知見に基づいて中立公正に「リスク評価」を行う機関として、2003年7月、内閣府に食品安全委員会が設けられ、人の健康に悪影響を及ぼすおそれのあるものを含む食品を摂取することによって、どのくらいの確率で、どの程度人の健康に悪影響が生じるかを科学的に評価している。

② リスク管理

厚生労働省・農林水産省・消費者庁などが担当。食品安全委員会が行ったリスク評価をもとに、農薬などの使用基準や残留基準を決定する。

③ リスクコミュニケーション

食品の安全性を向上させるリスク評価、リスク管理について、消費者・食品関係者・行政機関の間で、それぞれ立場での意見や情報を交換する。

4.2 食品表示法

これまでの食品表示制度は、主に食品衛生法、JAS法(旧:農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律)、健康増進法の3つに分かれていた。

食品衛生法では衛生管理の観点から添加物やアレルギーに関する情報を、JAS 法では品質の観点から原材料名や原産地に関する情報を、そして健康増進法ではカロリーや栄養成分の割合などの情報を担当していた。賞味期限・消費期限や遺伝子組み換えの有無については、食品衛生法と JAS 法の両方で規定されてきた。

これらの法律、すなわち、食品衛生法、JAS 法及び健康増進法の 3 つの法律の食品の表示に係る規定を一元化したのが、「食品表示法」で、平成 25 年 6 月 28 日に公布され、平成 27 年 4 月 1 日に施行された。「食品表示法」では、事業者にも消費者にも分かりやすい表示を目指した具体的な表示ルールである「食品表示基準」が策定されている。

食品表示法 (平成二十五年法律第七十号)

施行日：平成三十年四月一日

(目的)

第一条 この法律は、食品に関する表示が食品を摂取する際の安全性の確保及び自主的かつ合理的な食品の選択の機会の確保に関し重要な役割を果たしていることに鑑み、販売(不特定又は多数の者に対する販売以外の譲渡を含む。以下同じ。)の用に供する食品に関する表示について、基準の策定その他の必要な事項を定めることにより、その適正を確保し、もって一般消費者の利益の増進を図るとともに、食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)、健康増進法(平成十四年法律第百三十三号)及び日本農林規格等に関する法律(昭和二十五年法律第百七十五号)による措置と相まって、国民の健康の保護及び増進並びに食品の生産及び流通の円滑化並びに消費者の需要に即した食品の生産の振興に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第三条 販売の用に供する食品に関する表示の適正を確保するための施策は、消費者基本法(昭和三十九年法律第七十八号)第二条第一項に規定する消費者政策の一環として、消費者の安全及び自主的かつ合理的な選択の機会が確保され、並びに消費者に対し必要な情報が提供されることが消費者の権利であることを尊重するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として講ぜられなければならない。

2 販売の用に供する食品に関する表示の適正を確保するための施策は、食品の生産、取引又は消費の現況及び将来の見通しを踏まえ、かつ、小規模の食品関連事業者の事業活動に及ぼす影響及び食品関連事業者間の公正な競争の確保に配慮して講ぜられなければならない。

第二章 食品表示基準

(食品表示基準の策定等)

第四条 内閣総理大臣は、内閣府令で、食品及び食品関連事業者等の区分ごとに、次に掲げる事項のうち当該区分に属する食品を消費者が安全に摂取し、及び自主的かつ合理的に選

択するために必要と認められる事項を内容とする販売の用に供する食品に関する表示の基準を定めなければならない。

一 名称、アレルゲン(食物アレルギーの原因となる物質をいう。第六条第八項及び第十一条において同じ。)、保存の方法、消費期限(食品を摂取する際の安全性の判断に資する期限をいう。第六条第八項及び第十一条において同じ。)、原材料、添加物、栄養成分の量及び熱量、原産地その他食品関連事業者等が食品の販売をする際に表示されるべき事項

二 表示の方法その他前号に掲げる事項を表示する際に食品関連事業者等が遵守すべき事項

2 内閣総理大臣は、前項の規定により販売の用に供する食品に関する表示の基準を定めようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣、農林水産大臣及び財務大臣に協議するとともに、消費者委員会の意見を聴かななければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定により販売の用に供する食品に関する表示の基準が定められることにより、国民の健康の保護又は増進が図られると認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該基準の案を添えて、その策定を要請することができる。

4 農林水産大臣は、第一項の規定により販売の用に供する食品に関する表示の基準が定められることにより、当該基準に係る食品(酒類を除く。)の生産若しくは流通の円滑化又は消費者の需要に即した当該食品の生産の振興が図られると認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該基準の案を添えて、その策定を要請することができる。

5 財務大臣は、第一項の規定により販売の用に供する食品に関する表示の基準が定められることにより、当該基準に係る酒類の生産若しくは流通の円滑化又は消費者の需要に即した当該酒類の生産の振興が図られると認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該基準の案を添えて、その策定を要請することができる。

6 第二項から前項までの規定は、第一項の規定により定められた販売の用に供する食品に関する表示の基準(以下「食品表示基準」という。)の変更について準用する。

4.3 食品衛生法

食品衛生法とは、食品汚染や食中毒などを防止し食品の安全性を確保するために、1947年に定められた法律で、食品を提供するスーパーマーケットなどの小売店や、食事を提供する飲食店、食品に関わる添加物や容器包装を扱う企業など、食品業界の事業者全体が対象とされている。

食品衛生法

昭和二十二年法律第二百三十三号

第一条 この法律は、食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図ることを目的とする。

第二条 国、都道府県、地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第五条第一項の規定に基づく政令で定める市(以下「保健所を設置する市」という。)及び特別区は、教育活動及び広報活動を通じた食品衛生に関する正しい知識の普及、食

品衛生に関する情報の収集、整理、分析及び提供、食品衛生に関する研究の推進、食品衛生に関する検査の能力の向上並びに食品衛生の向上にかかわる人材の養成及び資質の向上を図るために必要な措置を講じなければならない。

○2 国、都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、食品衛生に関する施策が総合的かつ迅速に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

○3 国は、食品衛生に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに研究並びに輸入される食品、添加物、器具及び容器包装についての食品衛生に関する検査の実施を図るための体制を整備し、国際的な連携を確保するために必要な措置を講ずるとともに、都道府県、保健所を設置する市及び特別区(以下「都道府県等」という。)に対し前二項の責務が十分に果たされるように必要な技術的援助を与えるものとする。

食品衛生法の改正は 2018 年の 6 月に衆議院で可決され、施行は 2 年間に渡って行われた。食品衛生法改正は以下の 7 つのポイントにまとめられる。

① 広域的な食中毒事案への対策強化

2017 年に関東を中心に発生した腸管出血性大腸菌 O-157 食中毒事件などを踏まえて、広域的な食中毒事案の発生・拡大を防ぐため、国と関係自治体間での情報共有や連携を強化。

② HACCP に沿った衛生管理の制度化

食の安全性を確保する衛生管理の国際標準である HACCP の制度化。2020 年 6 月に施行され、施行後 1 年間は経過措置がとられる。

③ 特別の注意を必要とする成分等を含む健康被害情報

健康食品のうち、特別に注意が必要な成分を含む食品について、健康被害が起こったときに、事業者から行政への届出の義務化。被害情報を収集することで、摂取した場合に起こりうる健康被害のリスクを国民に正しく届け、被害拡大を防ぐため。

④ 国際整合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備

これまで、食品用の器具や容器包装は、使用を制限された物質でなければ利用できる「ネガティブリスト制度」で運用されていたが、改正により、安全性が担保された物質のみを使用できる「ポジティブリスト制度」へ変更。食品衛生において、食品だけではなく調理や販売の際に用いられる容器や包装も考慮すべきという流れになっている。

⑤ 営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設

HACCP の制度化に伴い、これまで営業許可が必要ではなかった事業者も営業の届出もしくは許可が必要になったことにより、都道府県は各地域にどのような食品事業者がいるのかを把握可能となり、事業者への衛生管理・指導を徹底的に実施へ。

⑥ 食品リコール情報の報告制度の創設

事業者が製造・輸入を行った食品について、自主回収(リコール)を行う場合の国への報告の義務化により、リコール情報の透明化を図る。また、リコール情報は厚生労働省の Web サイトにまとめられる予定。消費者がそのページにアクセスすれば現在リコール対象となっている商品が一目で確認できるようになる。自主回収されている食品による健康被害拡大を防ぐ目的で創設された。

⑦ 輸入食品の安全性確保・食品輸出事務の法定化

食品を輸入する際に輸入食品の安全性を確保するため、HACCP による衛生管理や乳製品・水産食品の衛生証明書の添付が必要となった。一方、食品輸出にあたっては、輸出先国の衛生要件を満たすことを示すために、国・自治体における衛生証明書の発行などの事務手続きを必ず行うことも定められた。

4.4 健康増進法

健康増進法は、高齢化の進展及び疾病構造の変化に伴い、国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定め、国民の栄養の改善その他の国民の健康の増進を図り、国民保健の向上を図ることを目的としている。

健康増進法第 65 条第 1 項は、健康保持増進効果等についての虚偽誇大表示を禁止している。これは、実際には表示どおりの健康保持増進効果等を有しない食品であるにもかかわらず、一般消費者がその表示を信じ、表示された効果を期待して摂取し続け、ひいては適切な診療機会を逸してしまう事態を防止することを目的とするものである。

健康増進法 (平成十四年法律第百三十三号)

施行日： 令和二年四月一日

最終更新： 令和元年六月七日公布 (令和元年法律第二十六号)

(目的)

第一条 この法律は、我が国における急速な高齢化の進展及び疾病構造の変化に伴い、国民の健康の増進の重要性が著しく増大していることにかんがみ、国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに、国民の栄養の改善その他の国民の健康の増進を図るための措置を講じ、もって国民保健の向上を図ることを目的とする。

(誇大表示の禁止)

第六十五条 何人も、食品として販売に供する物に関して広告その他の表示をするときは、健康の保持増進の効果その他内閣府令で定める事項 (次条第三項において「健康保持増進効果等」という。) について、著しく事実と相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならない。

健康増進法第 65 条第 1 項では、健康保持増進効果等を表示して食品として販売に供する物を「健康食品」とし、本留意事項の対象としていることから、具体例等を用いて「健康保持増進効果等」の意味を明らかにしている。

なお、「健康保持増進効果等」を表示したことをもって直ちに虚偽誇大表示に該当するものではなく、健康保持増進効果等について、著しく事実と相違する表示や著しく人を誤認させる表示をする場合に虚偽誇大表示に該当することになる。

4.5 JAS 法

JAS 法の目的は、「農林物資の品質の改善・生産の合理化・取引の単純公正化・使用又は消費の合理化を図るとともに、適正な表示のよって一般消費者の選択に資する。それをもって、農林物資の生産及び流通の円滑化、消費者の需要に即した農業生産等の振興並びに消費者の利益の保護に寄与する」。

もともとは、JAS 法に基づき、農産物や加工食品などの品質と表示について定めているのが JAS 制度は「日本農林規格 (JAS 規格) 制度」と「品質表示基準制度」とからなりたった。JAS 規格制度は、格付を受けるか否かは加工業者の意志に委ねられている任意な制度となっているが、品質表示基準制度は、定められた物資を製造又は販売する全ての業者が遵守しなければならない強制的な制度である。

なお、現在、JAS 法の品質表示基準制度は、食品表示法の施行 (平成 27 年 4 月 1 日) に伴い、JAS 法の食品表示に関する規定がこの法律に移管され、JAS 法の品質表示基準制度のもと、制定されていた飲食物品の各品質表示基準は「食品表示基準」に統合された。

農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律 (平成二十九年法律第七十号)

最終更新： 平成二十九年六月二十三日公布 (平成二十九年法律第七十号) 改正食品安全基本法 (平成十五年法律第四十八号)

(目的)

第一条 この法律は、農林水産分野において適正かつ合理的な規格を制定し、適正な認証及び試験等の実施を確保するとともに、飲食物品以外の農林物資の品質表示の適正化の措置を講ずることにより、農林物資の品質の改善並びに生産、販売その他の取扱いの合理化及び高度化並びに農林物資に関する取引の円滑化及び一般消費者の合理的な選択の機会の拡大を図り、もって農林水産業及びその関連産業の健全な発展と一般消費者の利益の保護に寄与することを目的とする。

4.6 景品表示法

景品表示法及び健康増進法上の表示は、景品表示法第 2 条第 4 項に定める「表示」又は健康増進法第 65 条第 1 項に定める「広告その他の表示」である。具体的には、顧客を誘引するための手段として行う広告その他の表示であって、次に掲げるものをいう。

- ・ 商品、容器又は包装による広告その他の表示及びこれらに添付した物による広告その他の表示
- ・ 見本、チラシ、パンフレット、説明書面その他これらに類似する物による広告その他の表示 (ダイレクトメール、ファクシミリ等によるものを含む。) 及び口頭による広告その他の表示 (電話によるものを含む。)
- ・ ポスター、看板 (プラカード及び建物又は電車、自動車等に記載されたものを含む。)、ネオンサイン、アドバルーン、その他これらに類似する物による広告及び陳列物又は実演による広告・新聞紙、雑誌その他の出版物、放送 (有線電気通信設備又は拡声機による放送を含む。)、映写、演劇又は電光による広告
- ・ 情報処理の用に供する機器による広告その他の表示 (インターネット、パソコン通信等によるものを含む。)

なお、広告その他の表示において、具体的な商品名が明示されていない場合であっても、そのことをもって直ちに景品表示法及び健康増進法上の「表示」に該当しないと判断されるものではない。商品名を広告等において表示しない場合であっても、広告等における説明などによって特定の商品に誘引するような事情が認められるときは、景品表示法及び健康増進法上の「表示」に該当する。例えば、特定の食品や成分の健康保持増進効果等に関する書籍や冊子、ウェブサイト等の形態をとっている場合であっても、その説明の付近にその食品の販売業者の連絡先やウェブサイトへのリンクを一般消費者が容易に認知できる形で記載しているようなときは、景品表示法及び健康増進法上の「表示」に当たる。

不当景品類及び不当表示防止法

(昭和三十七年法律第百三十四号)

施行日： 令和元年十二月十六日

最終更新： 令和元年五月三十一日公布 (令和元年法律第十六号)

(目的)

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

(定義)

第二条

4 この法律で「表示」とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給する商品又は役務の内容又は取引条件その他これらの取引に関する事項について行う広告その他の表示であつて、内閣総理大臣が指定するものをいう。

5 食品の表示

食品の表示には、表示場所、言語、文字サイズ、色製品を商品化する際に「パッケージデザイン」は売れ行きを左右する重要な要素の一つであるが、一括表示(食品表示)は商品の特徴ではなく、製品を構成する情報を消費者に伝達するツールである。

5.1 一般的加工食品について一括表示の”様式”に関するポイント

① 記載場所：容器包装を開かないでも容易に見ることができる場所。一括表示を箱の中の同封物

等に記載することはできない。これは、通信販売などお客様が購入後にしか商品を手にとることができないものも同様となっている。詰め合わせの商品について、個包装に一括表示(食品表示)があったとしても「箱に入った状態」がその商品であるならば、「箱」に表示が必要になる。

② 記載する言語：消費者が理解しやすいような日本語。当然、輸入品も対象。海外の表示が記載されていたとしても、日本の表示基準にあわせて日本語に書き換える必要がある。

③ 文字サイズ：8ポイントの活字以上の大きさ(8ポイント=約2.8mm)。表示可能面積が概ね150cm²(平方センチメートル)以下の場合、5.5ポイントの活字以上の大きさを使用することができるが、気を付けなくてはいけないのが『表示可能面積』で、ラベルや枠の大きさではなく、商品の表面積全体を指す。四角い商品の場合、裏面だけでなく、側面や表面も含まる。

④ 文字の色：文字及び枠の色は背景色と対象の色。透明なパッケージに銀色で記載すると内容物が濃い色であれば、文字を読むことは可能だが、薄い色であれば、文字を読むのが困難となる。内容物の色に左右されないために、一括表示の部分は白の背景に黒の文字で記載するなどの工夫が必要。

商品区分によっては、個別に文字の大きさや記載する位置まで細かく決まっているものもある。

新表示では、栄養成分表示が義務化になり、2017年9月には加工食品の原料原産地表示記載も加わり、ますます、記載する情報が多くなった。

5.2 国の定めた基準に従い表示する制度

栄養成分表示は、原則として全ての予め包装された一般消費者向け加工食品及び添加物において表示が義務付けられている。また、生鮮食品についても、任意表示の対象。

栄養成分表示：

エネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物、食塩相当量などの栄養成分の含有量を表示。さらに、

「カルシウムたっぷり」などの強調表示を行う場合は、その栄養成分の含有量が一定の基準を満たしている必要がある。

栄養機能食品：

ビタミン (13 種類) やミネラル (6 種類)、n-3 系脂肪酸の機能を表示する食品。機能を表示する栄養成分は、含有量が一定の基準を満たしている必要がある。

食品表示基準では、国民の栄養摂取の状況からみて、その欠乏又は過剰な摂取が国民の健康の保持増進に影響を与えている栄養成分等を定め、その含有量等を栄養成分表示として表示することとしている。栄養成分及び熱量の補給ができる旨、適切な摂取ができる旨、ナトリウム塩及び糖類を添加していない旨等の栄養強調表示をする場合等には、一定の基準を満たすことを義務付けている。

食品表示基準のうち保健事項にかかる事項は、我が国の健康づくりに関する施策や国際的な基準 (CODEX 等) との整合性を図りつつ定められおり、販売に供する食品の栄養成分及び熱量の表示に一定のルール化を図ることで、消費者が食品を選択する上での適切な情報を提供することを目的としている。

栄養成分表示の適用範囲

① 栄養成分表示が義務又は任意となる食品区分

食品表示基準は、原則として、全ての予め包装された加工食品、生鮮食品及び添加物に適用されますが、栄養成分表示については、下記のとおり、食品区分により義務又は任意。

【栄養成分表示が義務又は任意となる食品区分】

加工食品		生鮮食品		添加物	
一般用	業務用	一般用	業務用	一般用	業務用
義務※	任意	任意	任意	義務※	任意

※一部、栄養成分表示を省略できる (又は要しない) 食品を含む

② 栄養成分表示を省略できる又は要しない食品

次の 1 から 5 に該当する食品は、栄養成分表示を省略することができる。

1. 容器包装の表示可能面積が概ね 30 cm²以下であるもの
2. 酒類
3. 栄養の供給源としての寄与の程度が小さいもの
 - ・熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムの全てについて、「0 (ゼロ)」と表示することができる基準を満たしている場合
 - ・1日に摂取する当該食品由来の栄養成分 (たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム) の量及び熱量が社会通念上微量である場合 (例えば、コーヒー豆やその抽出物、ハーブやその抽出物、茶葉やその抽出物、スパイス等が考えられます。ただし、スパイス等のうち一度に多く使用する場合が想定され、かつ、その場合に栄養の供給源になり得るものについては、栄養成分の量及び熱量の表示の省略不可)
4. 極めて短い期間で原材料 (その配合割合も含む) が変更されるもの
 - ・日替わり弁当等、レシピが3日以内に変更される場合 (サイクルメニューを除く。)
 - ・複数の部位を混合しているため都度原材料が変わるもの (例：合挽肉、切り落とし肉等の切身を使用した食肉加工品、白もつ等のうち複数の種類・部位を混合しているため、都度原材料が変わるもの。)
5. 消費税法 (昭和63年法律第108号) 第9条第1項において、消費税を納める義務が免除される事業者が販売するもの。

「栄養表示をしようとする場合」、「特定保健用食品」及び「機能性表示食品」は、上記 1 から 5 に該当する場合であっても、食品表示基準に従って栄養成分表示を行う必要がある。また、栄養成分表示を省略できる食品であっても、可能なものについては、できるだけ表示するようにする。

③ 栄養成分表示を要しない食品

次の 2 点に該当する食品は、栄養成分表示を要しない。

1. 食品を製造し、又は加工した場所で販売する場合 ただし、スーパーマーケットのバックヤードで単に小分け等を行った加工食品をその場で販売する場合等は、当該事由には該当しないので、栄養成分表示が必要。
2. 不特定又は多数の者に対して譲渡する場合

5.3 国の許可が必要な表示制度

以下の食品について、表示について、国の許可が必要となっている

① 特定保健用食品：

「おなかの調子をよくする」「血圧が高めの方に」などの特定の保健の用途を表示する食品。表示している効果について、有効性及び安全性が科学的に証明されていることを国が食品ごとに審査して表示許可を行っている。

② 特別用途食品：

乳児、妊産婦、病者など、発育、健康の保持・回復などの特別の用途に適することを表示する食品。国が食品ごとに審査して表示許可を行っている。

5.4 国への届出が必要な表示制度

機能性表示食品については、届出が必要となっている。

機能性表示食品：

機能性関与成分によって特定の保健の目的が期待できる旨を科学的根拠に基づき表示する食品。事業者が食品の安全性と機能性に関する科学的根拠などの必要な事項を、販売前(60日前まで)に国へ届け出し、事業者の責任において適正に表示。

5.5 広告表示

食品として販売されているものの中には、必ずしも実証されていない健康の保持・増進効果について、虚偽又は誇大に表示しているものが見受けられ、さらに長期的かつ継続的な摂取が推奨される傾向にある。このような状況下で、著しく事実と相違又は人を誤認させる広告が取り締まられることなく放置された場合、健康に重大な支障を起す可能性があることから、健康の保持増進の効果等に関して、虚偽又は誇大な広告を禁止している。

機能性表示食品の広告等については、「不当景品類及び不当表示防止法(以下、景表法)第7条第2項の運用指針(平成15年10月28日公正取

引委員会一部改正平成28年4月1日消費者庁)」の中で以下に示す合理的根拠の考え方が重要であるため、本内容を十分に理解した上で作成することが必要である。また、「特定保健用食品に関する質疑応答集について(平成28年1月8日消食表第5号)」の通知も本『「機能性表示食品」適正広告自主基準』内の必要な箇所 で引用している。

景表法第7条第2項の運用指針における合理的根拠を示すものであると認められるためには、次の二つの要件を満たす必要がある。

- ・提出資料が客観的に実証された内容のものであること。
- ・表示された効果、性能と提出資料によって実証された内容が適切に対応していること。

「機能性表示食品」適正広告自主基準 第1版：平成28年(2016年)4月25日 発行 一般社団法人 健康食品産業協議会

4. 広告等の具体例及び広告と判断されるもの

以下に広告等の具体例と判断基準を示すが、機能性表示食品において届出された表示の裏付けとなる科学的根拠を示さない場合は、景表法の不実証広告規制に抵触するため注意する。

(1) 具体例

1) 商品(サンプルを含む。)、容器又は包装による広告その他の表示及びこれらに添付した物による広告その他の表示

2) 見本、チラシ、パンフレット、説明書面その他これらに類似する物による広告その他の表示(ダイレクトメール、ファクシミリ等によるものを含む。)及び口頭による広告その他の表示(電話によるものを含む。)

3) ポスター、看板(プラカード及び建物又は電車、自動車等に記載されたものを含む。)、ネオンサイン、アドバルーンその他これらに類似する物による広告等及び陳列物又は実演による広告

4) 新聞紙、雑誌その他の出版物、放送、映写、演劇又は電光による広告

5) 情報処理の用に供する機器による広告その他の表示(インターネット、パソコン通信等によるものを含む。)

(2) 実質的に広告と判断されるもの

次に掲げる1)～3)全てに該当するものは広告等と判断する。

- 1) 顧客を誘引する意図が明確にあること。
- 2) 特定食品の商品名等が明らかにされていること。
- 3) 一般人が認知できる状態であること。

なお、上記1)～3)に該当することを回避したものであっても、以下のような場合は、広告として取り扱われるため十分に注意すること。

(ア)「これは広告ではありません。」や「これは顧客を誘引することを目的としているものではありません。」「特定商品名や商品金額の掲載はありません。」「表示しているのは物質名であって、商品名に該当しないため法に抵触しません。」といった表示をしているが、具体的な商品名及び期待される

効果等を一般消費者が容易に認知できる形で記載されている。

(イ)特定の食品又は成分の健康保持増進効果等に関する書籍や冊子、ホームページ等の形態をとっているが、その説明の付近に当該食品の販売業者の連絡先やホームページへのリンクを一般消費者が容易に認知できる形で記載している。

食品の容器や包装だけではなく、これらに添付した物、見本、チラシ、パンフレット、ポスター、新聞・雑誌、テレビ、インターネットなど、消費者が認識できるものは、健康増進法の虚偽誇大表示対象の広告その他の表示と判断さる。

① 禁止される内容；

対象となる広告その他の表示に対して、たとえば、「花粉症改善」「糖尿病予防」などの疾病の治療又は予防を目的とする効果や「疲労回復」などの身体の組織機能の増強、増進を主たる目的とする効果、特定の保健の用途に適する旨の効果（ただし、国による表示許可食品は除く）などの表示はできない。なお、これらの表示内容は、医薬品医療機器等法にも抵触する可能性がある。

広告表示はその内容次第で購入意思決定を促すことになる。従って、表示内容や表示方法については、厳格な社内基準を策定しコンプライアンスチェックのうえ、活用する必要となる。

もちろん、表示内容が不備であるから、もしくは、表示方法に問題があるからといって、それがすぐに、健康被害を誘発したりするわけではない。しかしながら、広告表示に法律違反が認められた場合は、自主回収を余儀なくされることもある。さらに、行政処分が行われる場合もある。

広告表示は、チラシ、カタログ、EC サイトなどの表示が該当する。自社の責任において、広告表示を行うことのリスクを十分理解し、外注先や委託先を選定して、社内基準にあった表示であることを確認したうえで、広告する必要がある。

② 表示された効果、性能と提出資料によって実証された内容が適切に対応していること

提出資料が表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであると認められるためには、前記のように、提出資料が、それ自体として客観的に実証された内容のものであることに加え、表示され

た効果、性能が提出資料によって実証された内容と適切に対応していなければならない。

したがって、提出資料自体は客観的に実証された内容のものであっても、表示された効果、性能が提出資料によって実証された内容と適切に対応していなければ、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものとは認められない。

一般社団法人健康食品産業協議会の自主基準においても、具体的な例を提示して、自主基準の理解を促進している。

「機能性表示食品」適正広告自主基準（具体例）

第 1 版：平成 28 年（2016 年）4 月 25 日

発行 一般社団法人 健康食品産業協議会

・「食べるだけで 1 か月に 5kg 痩せます」との見出しに加え、「〇〇大学△△医学博士の試験で効果は実証済み」との専門家による評価があることを表示することにより、表示全体として、食べるだけで 1 か月に 5kg の減量効果が期待できるとの認識を一般消費者に与えるダイエット食品について、事業者から、美容痩身に関する専門家の見解が提出された。

しかしながら、当該専門家の見解は、当該食品に含まれる主成分の含有量、一般的な摂取方法及び適度の運動によって脂肪燃焼を促進する効果が期待できることについて確認したものにすぎず、食べるだけで 1 か月に 5kg の減量効果が得られることを実証するものではなかった。したがって、表示全体として、食べるだけで 1 か月に 5kg の減量効果が期待できるとの認識を一般消費者に与える表示と、提出資料によって実証された内容が適切に対応しているとはいえず、当該提出資料は表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものとは認められない。

6 食品の回収等

2018 年、食品衛生法の改正が可決され、食品リコール情報の報告制度の創設されることになった。この法律の施行は 2021 年となる。

6.1 食品リコール情報の報告制度

食品衛生法の改正により、食品リコール情報の報告制度の創設として、食品事業者が食品の自主回収を行う場合に、自治体を通じて国へ報告する仕組みが構築された。

東京都では、食品による健康への悪影響を未然に防止するため食品安全条例に基づく自主回収

報告制度を設け、違反食品等の排除および都民への情報提供を実施中である。

さらに、厚生労働省は 2018 年 8 月、第 5 回食品衛生管理に関する技術検討会において、食品等のリコール情報の報告制度のクラス分類を提案している。

そこでは、食品衛生法第 6 条(有毒有害な食品)、10 条(許可外添加物)、11 条(規格基準)、16 条(有毒有害な器具・容器包装)、18 条(器具・容器包装の規格基準)違反を制度の対象として、危害を 3 段階に分類。事業者が製造・輸入を行った食品について、自主回収(リコール)を行う場合の国への報告の義務化により、リコール情報の透明化を図る。また、リコール情報は厚生労働省の Web サイトにまとめられることが予定していて、消費者がそのページにアクセスすれば現在リコール対象となっている商品が一目で確認できるようになる。この仕組みは食品による健康被害拡大を防ぐ目的で創設されることとなった。

**昭和二十二年法律第二百三十三号
食品衛生法**

第五十八条 食中毒患者等を診断し、又はその死体を検案した医師は、直ちに最寄りの保健所長にその旨を届け出なければならない。

○ 2 保健所長は、前項の届出を受けたときその他食中毒患者等が発生していると認めるときは、速やかに都道府県知事等に報告するとともに、政令で定めるところにより、調査しなければならない。

○ 3 都道府県知事等は、前項の規定により保健所長より報告を受けた場合であつて、食中毒患者等が厚生労働省令で定める数以上発生し、又は発生するおそれがあると認めるときその他厚生労働省令で定めるときは、直ちに、厚生労働大臣に報告しなければならない。

○ 4 保健所長は、第二項の規定による調査を行ったときは、政令で定めるところにより、都道府県知事等に報告しなければならない。

○ 5 都道府県知事等は、前項の規定による報告を受けたときは、政令で定めるところにより、厚生労働大臣に報告しなければならない。

事業者による食品等のリコール情報を行政が確実に把握し、的確な監視指導や消費者への情報提供につなげ、食品による健康被害の発生を防止するため、事業者がリコールを行う場合に行政への届出を義務付ける。

**食品衛生法第五十八条第一項に規定する食品衛生上の危害が発生するおそれがない場合等を定める命令
(令和元年十二月二十七日)**

(内閣府/厚生労働省/令第十一号)

食品衛生法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第四十六号)の一部の施行に伴い、食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第五十八条の規定に基づき、食品衛生法第五十八条第一項に規定する食品衛生上の危害が発生するおそれがない場合等を定める命令を次のように定める。

食品衛生法第五十八条第一項に規定する食品衛生上の危害が発生するおそれがない場合等を定める命令

(食品衛生上の危害が発生するおそれがない場合)

第一条 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号。以下「法」という。)第五十八条第一項に規定する食品衛生上の危害が発生するおそれがない場合として厚生労働省令・内閣府令で定めるときは、営業者が採取し、製造し、輸入し、加工し、若しくは販売した食品若しくは添加物又は製造し、輸入し、若しくは販売した器具若しくは容器包装(以下「食品等」という。)の回収に着手する時点において次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 当該食品等が不特定かつ多数の者に対して販売されたものでなく、容易に回収できることが明らかな場合
- 二 当該食品等を消費者が飲食の用に供しないことが明らかな場合

(食品等の回収の届出事項)

第二条 営業者は、食品等の回収について法第五十八条第一項の規定による届出をしようとするときは、回収に着手した後、遅滞なく、次に掲げる事項を届け出なければならない。

- 一 営業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)
- 二 営業者が回収の事務を他の者に指示し、又は委託した場合には当該者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)
- 三 当該食品等の商品名及び一般的な名称、当該食品等に関する表示の内容その他の当該食品等を特定するために必要な事項
- 四 当該食品等が法第五十八条第一項各号のいずれかに該当すると判断した理由
- 五 当該食品等の回収に着手した時点において判明している販売先、販売先ごとの販売日及び販売数量
- 六 当該食品等の回収に着手した年月日
- 七 当該食品等の回収の方法
- 八 当該食品等が飲食の用に供されたことに起因する食品衛生上の危害の発生の有無
- 一 と畜場法第十四条第六項各号に掲げる疾病又は異常

食品等リコールの報告対象となると想定されているのは、

- ① 食品衛生法に違反する食品等。
- ② 食品衛生法違反のおそれがある食品等で、食品衛生法違反として自主回収を行う際に、同時に自主回収する食品等、及び消費者等から、当該製品と因果関係が疑われるとして有症苦情が報告され、自主回収を行う食品等。

この際に、適用除外となるのは、食品衛生上の危害が発生するおそれがない場合として厚生労働省令で定める場合等とする。

働省令・内閣府令で定めるときで、「消費期限、賞味期限を過ぎた食品等」を想定している。

また、流通食品の食品衛生法違反又はそのおそれを探知しリコールに着手する。報告の具体的な流れとしては、営業者が、システム入力により、リコール情報を都道府県等に届出。その後、都道府県等が、厚生労働省に報告。それを受けて厚生労働省が、公表することにより、国民に知らしめる。としている。

システム入力例 自主回収情報 (例)

名称 : ○○○
賞味期限 : ○年○月○日
製造者 : (株) 厚生労働
自主回収の理由 : 腸管出血性大腸菌 0157 の
検出
健康への影響 : 下痢、嘔吐等の他、過去に重症化し死亡事例がある

これらの情報は、以下のように活用される。

監視指導への活用

- ・データ分析
- ・改善指導
- ・他の商品への拡大の有無等の確認

消費者への情報提供

- ・速やかな情報確認
- ・該当品の喫食防止
- ・回収協力

さらに、厚生労働省は 2018 年 8 月、第 5 回食品衛生管理に関する技術検討会において、食品等のリコール情報の報告制度のクラス分類を提案している。

そこでは、食品衛生法第 6 条 (有毒有害な食品)、10 条 (許可外添加物)、11 条 (規格基準)、16 条 (有毒有害な器具・容器包装)、18 条 (器具・容器包装の規格基準) 違反を制度の対象として、危害を 3 段階に分類。事業者が製造・輸入を行った食品について、自主回収 (リコール) を行う場合の国への報告の義務化により、リコール情報の透明化を図る。また、リコール情報は厚生労働省の Web サイトにまとめられることが予定していて、消費者がそのページにアクセスすれば現在リコール対象となっている商品が一目で確認できるようになる。

3 段階のクラス分類案は以下のとおりである。

クラス 1 : 重篤な健康被害発生の可能性等を考

慮し、クラス I への分類を判断。・喫食により重篤な健康被害又は死亡の原因となり得る可能性が高い食品 (主に食品衛生法第 6 条に違反する食品等)

(提示された例)

- ・腸管出血性大腸菌に汚染された生食用野菜、ナチュラルチーズなど加熱せずに喫食する食品
- ・ボツリヌス毒素に汚染された容器包装詰食品
- ・アフラトキシン等発がん性物質に汚染された食品
- ・シール不良等により、腐敗、変敗した食品
- ・有毒魚 (魚種不明フグ、シガテラ魚等)
- ・硬質異物が混入した食品 (ガラス片、プラスチック等)

クラス 2 : 喫食により重篤な健康被害又は死亡の原因となり得る可能性が低い食品等

(提示された例)

- ・一般細菌数や大腸菌群などの成分規格不適合の食品

クラス 3 : 重篤な健康被害発生の可能性等で、喫食により健康被害の可能性が、ほとんど無い食品等

(提示された例)

- ・添加物の使用基準違反食品
- ・急性参照用量を超えない農薬が残留した野菜や果物

昭和二十二年法律第二百三十三号

食品衛生法

第六条 次に掲げる食品又は添加物は、これを販売し (不特定又は多数の者に授与する販売以外の場合を含む。以下同じ。)、又は販売の用に供するために、採取し、製造し、輸入し、加工し、使用し、調理し、貯蔵し、若しくは陳列してはならない。

一 腐敗し、若しくは変敗したもの又は未熟であるもの。ただし、一般に人の健康を損なうおそれがなく飲食に適すると認められているものは、この限りでない。

二 有毒な、若しくは有害な物質が含まれ、若しくは附着し、又はこれらの疑いがあるもの。ただし、人の健康を損なうおそれがない場合として厚生労働大臣が定める場合においては、この限りでない。

三 病原微生物により汚染され、又はその疑いがあり、人の健康を損なうおそれがあるもの。

四 不潔、異物の混入又は添加その他の事由により、人の健康を損なうおそれがあるもの。

第十条 第一号若しくは第三号に掲げる疾病にかかり、若しくはその疑いがあり、第一号若しくは第三号に掲げる異常があり、又はへい死した獣畜 (と畜場法 (昭和二十八年法律第百十四号) 第三条第一項に規定する獣畜及び厚生労働省令で定めるその他の物をいう。以下同じ。) の肉、骨、乳、臓器

及び血液又は第二号若しくは第三号に掲げる疾病にかかり、若しくはその疑いがあり、第二号若しくは第三号に掲げる異常があり、又はへい死した家きん（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）第二条第一号に規定する食鳥及び厚生労働省令で定めるその他の物をいう。以下同じ。）の肉、骨及び臓器は、厚生労働省令で定める場合を除き、これを食品として販売し、又は食品として販売の用に供するために、採取し、加工し、使用し、調理し、貯蔵し、若しくは陳列してはならない。ただし、へい死した獣畜又は家きんの肉、骨及び臓器であつて、当該職員が、人の健康を損なうおそれがなく飲食に適すると認められたものは、この限りでない。

- 一 と畜場法第十四条第六項各号に掲げる疾病又は異常
- 二 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第十五条第四項各号に掲げる疾病又は異常
- 三 前二号に掲げる疾病又は異常以外の疾病又は異常であつて厚生労働省令で定めるもの

○2 獣畜の肉、乳及び臓器並びに家きんの肉及び臓器並びに厚生労働省令で定めるこれらの製品（以下この項において「獣畜の肉等」という。）は、輸出国の政府機関によつて発行され、かつ、前項各号に掲げる疾病にかかり、若しくはその疑いがあり、同項各号に掲げる異常があり、又はへい死した獣畜の肉、乳若しくは臓器若しくは家きんの肉若しくは臓器又はこれらの製品でない旨その他厚生労働省令で定める事項（以下この項において「衛生事項」という。）を記載した証明書又はその写しを添付したものでなければ、これを食品として販売の用に供するために輸入してはならない。ただし、厚生労働省令で定める国から輸入する獣畜の肉等であつて、当該獣畜の肉等に係る衛生事項が当該国の政府機関から電気通信回線を通じて、厚生労働省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に送信され、当該電子計算機に備えられたファイルに記録されたものについては、この限りでない。

第十一条 食品衛生上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理するための措置が講じられていることが必要なものとして厚生労働省令で定める食品又は添加物は、当該措置が講じられていることが確実であるものとして厚生労働大臣が定める国若しくは地域又は施設において製造し、又は加工されたものでなければ、これを販売の用に供するために輸入してはならない。

○2 第六条各号に掲げる食品又は添加物のいずれにも該当しないことその他厚生労働省令で定める事項を確認するために生産地における食品衛生上の管理の状況の証明が必要であるものとして厚生労働省令で定める食品又は添加物は、輸出国の政府機関によつて発行され、かつ、当該事項を記載した証明書又はその写しを添付したものでなければ、これを販売の用に供するために輸入してはならない。

第十六条 有毒な、若しくは有害な物質が含まれ、若しくは付着して人の健康を損なうおそれがある器具若しくは容器包装又は食品若しくは添加物に接触してこれらに有害な影響を与えることにより人の健康を損なうおそれがある器具若しくは容器包装は、これを販売し、販売の用に供するために製造し、若しくは輸入し、又は営業上使用してはならない。

第十八条 厚生労働大臣は、公衆衛生の見地から、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、販売の用に供し、若しくは営業上使用する器具若しくは容器包装若しくはこれらの原材料につき規格を定め、又はこれらの製造方法につき基準を定めることができる。

6.2 自主回収の現状

食品の回収情報は、国や都道府県、保健所ウェブサイトやメールマガジン、広報紙で公表されている。企業や食品事業者でも自社ホームページ、新聞、店頭等で情報を公開している。

消費者庁は、食品リコール情報サイトを設け公表している。サイトの情報によると、

- ・賞味・消費期限の欠落や誤り
- ・アレルギー物質表示の欠落

という自主回数理由が総件数の半数程度を占めている。

また、その他の理由として

- ・プラスチック片や金属などの異物混入、
- ・カビ発生
- ・農薬の不適正使用

などの事例が多くあった。対象食品は、菓子、調味料、惣菜、飲料など多岐にわたり、回収、返金、交換、注意喚起などの措置がとられている。

2019 年話題になった旭酒造の獺祭のリコールでは、表示された度数と出荷されたアルコール度数の異なっていたという。通常は 16 度だが、担当者のミスで 17 度や 12 度の商品が 16 度として出荷された。このように、表示とあっていないための自主回収でも、合計で 6 億円近い回収対象となった。健康被害については、特に報告されていない。

「獺祭」2 6 万本自主回収＝旭酒造 2019 年 09 月 09 日 21 時 31 分 時事ドットコムニュース

旭酒造（山口県岩国市）は 9 日、表示と異なるアルコール度数の日本酒「獺祭」を出荷したとして、約 2 6 万本分を自主回収することを明らかにした。

回収対象は 4、5、7 月に製造され、4～8 月に全国で販売された「純米大吟醸 磨き三割九分」「純米大吟醸 4 5」「等外」「等外 2 3」4 銘柄の一部。

通常アルコール度数 1 7 度程度の原酒に水を加えて 1 6 度に調整する工程で問題があったため、1 7 度や 1 2 度などばらつきのある状態で出荷された。今月 8 日の社内への聞き取り調査で分かった。健康への被害はないという。

消費者庁のサイトで、食品リコールの登録件数を数えてみると、2019 年から急激に増えている。上記のリコールについては、2020 年 6 月現在にお

いて、特に消費者庁のサイトには、掲載は確認できなかった。



厚生労働省のウェブサイトでは、食品衛生法違反食品や輸入食品の回収事例が公表されている。現在は、報告制度の移行期であり、全てが網羅されているわけではないが、報告例が確実に増加している。

新規に創設される食品リコール情報の報告制度では、事業者が製造・輸入を行った食品について、自主回収を行う場合の国への報告が義務付けられることになり、報告の義務化により、リコール情報の透明化を図る。また、リコール情報は厚生労働省の Web サイトにまとめられることを予定していて、消費者がそのページにアクセスすれば現在リコール対象となっている商品が一目で確認できるようになり、食品による健康被害拡大を防ぐことが期待されている。

7 食品と表示

消費者が安心安全な消費者生活をおくるために、消費者が目的にあった、もしくは意図した食品を選択することになる。食品は消費者の健康被害に直結しているため、安心安全な生活のために、食品の安全については、消費者の関心も大変高い。

消費者の安全安心の観点から、食品についての表示の役割は重要である。消費者が、自分が何を食べているか、何を飲んでいるかは、生鮮食品以外は、主として、食品に添付されている表示を見て判断する。直接売り場などで、説明を受けながら購入する機会が減り、食品についての情報を得

るのに、表示に頼ることも多い。消費者も正しい表示を見分けることにより、自分には適さないものを選択してしまう可能性を排除できる。このような表示問題は、自身の人命に関係してしまうこともあるれば、自身が多くの人に提供してしまった結果、重大な事故の原因ともなりうる。

提供された食品により、便益を受けるものの健康に直結し、人命にも影響を与えうるものである。人々の健康被害や人命にかかわる表示は、近年の「食品表示法」に統合され、事業者にとって理解しやすいものに、消費者にわかりやすい適切な表示が提供されるおために役立っている。

また、近年、様々な品種改良や、遺伝子操作、添加物など、より、販売されている食品が多様化し、より高度な知識が必要となる場面が出てきたが、消費者の安全がなされなかったことによるもののために、よりわかりやすく情報を提供できるしくみが導入された。

食品の自主回収の主な原因を調べてみると、正しく表示されていないことからのケースも多く、アレルギーに関わる原材料や、消費期限など、表示の誤りから、健康被害につながることもあり、消費者の安心安全に深く関与する例もある。

消費者に情報を届けるために、自主回収の仕組みの再構築が行われている。改正された「食品衛生法」により、今後は、企業がリコール情報を都道府県等に届出し、その後、その情報が、厚生労働省に報告され、厚生労働省が、公表することにより、消費者に届きやすくなることを混ぜしている。国民に現状では、民間の業者によるリコール情報のデータ化、消費者庁によりリコールサイトでの確認ができる。今後、必要な情報が、広く発信され、自主回収されたものを悪徳業者などが再販し、消費者が自主回収された食品購入により被害を受けるなどということ回避するのに貢献すると期待される。

参考文献

- Q&A” 2020年2月6日
- [1] 一般社団法人 PL 研究学会. “取扱説明書とは何か
“. 取扱説明書ガイドライン. p. 4-5.
- [2] 食品安全基本法 (平成十五年法律第四十八号)
https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=415AC0000000048
- [3] 食品衛生法 (昭和二十二年法律第二百三十三号)
https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=322AC0000000233
- [4] 食品表示法 (平成二十五年法律第七十号)
https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=425AC0000000070
- [5] 食品表示基準 (平成二十七年内閣府令第十号)
https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?openerCode=1&lawId=427M60000002010_20161001
- [6] 健康増進法 (平成十四年法律第百三号)
https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=414AC0000000103
- [7] 日本農林規格等に関する法律施行規則 (昭和二十五年農林省令第六十二号) https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=325M50010000062
- [8] 農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律 (平成二十九年法律第七十号)
https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=429AC0000000070&openerCode=1
- [9] 不当景品類及び不当表示防止法 (昭和三十七年五月十五日法律第百三十四号) (景品表示法) <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S37/S37H0134.html>
- [10] 消費者庁 景品表示法
http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/
- [11] 消費者庁食品表示企画課, “食品表示基準 Q & A”, 平成 27 年 3 月 (最終改正平成 29 年 9 月 1 日消食表第 410 号)
- [12] 一般社団法人 健康食品産業協議会, 公益社団法人 日本通信販売協会, “「機能性表示食品」適正広告自主基準”, 第 1 版: 平成 28 年 (2016 年) 4 月 25 日
- [13] 消費者庁, “早わかり食品表示ガイド (事業者向け) ~食品表示基準に基づく表示~”
- [14] MARU-SIN (株式会社丸信), “新食品表示の主な変更点食品表示プロジェクト”
- [15] 厚生労働省食品安全部新開発食品保健対策室, “健康増進法の食品広告規制 虚偽誇大広告等禁止規定 Q&A”
- [16] 食品安全行政に関する関係府省連絡会議申合せ, “廃棄食品の不正流通に関する今後の対策” 平成 28 年 2 月 26 日
- [17] 印刷インキ工業連合会, “改正食品衛生法に関する
- [18] 厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課, “自主回収の報告制度の運用の考え方について”
- [19] 厚生労働省, “食品衛生法等の一部を改正する法律 (平成 30 年 6 月 13 日公布) の概要”
- [20] 厚生労働省, “食品リコール情報の報告制度”
- [21] 厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課, “食品衛生法の改正 (食品リコール情報の報告制度の創設) について”
- [22] 消費者庁 リコール情報サイト,
<http://www.recall.caa.go.jp>
- [23] 厚生労働省, “法第 58 条の規定を受けた厚生労働省令・内閣府令の案”
- [24] 一般社団法人 健康食品産業協議会, “「機能性表示食品」適正広告自主基準” 第 1 版: 平成 28 年 (2016 年) 4 月 25 日
- [25] 内閣府/厚生労働省, “食品衛生法第五十八条第一項に規定する食品衛生上の危害が発生するおそれがない場合等を定める命令” (内閣府/厚生労働省/令第十一号), (令和元年十二月二十七日)
- [26] 時事ドットコムニュース, “「糶祭」26 万本自主回収=旭酒造” 2019 年 09 月 09 日 21 時 31 分
- [27] 食品安全行政に関する関係府省連絡会議申合せ, “廃棄食品の不正流通に関する今後の対策” 平成 28 年 2 月 26 日

新 PL 研究

The Journal of New Product Liability

第 5 号 2020 年 7 月 17 日

編集 一般社団法人 PL 研究学会 学会誌編集委員会

発行 一般社団法人 PL 研究学会

本 部 〒173-0013 東京都板橋区氷川町47-4

アビタシオンK 1F(TDN内)

事務局 〒982-0823 宮城県仙台市太白区恵和町35-28

電話:050-6865-5180 FAX:022-247-8042

©2020 一般社団法人 PL 研究学会

複写複製

転記転載 禁止：本誌を複写する場合は，当研究学会の許諾を受けて下さい。